

〔4〕若者支援事業

1 事業概要

震災の経験・教訓の更なる継承・活用を図るため、震災を経験していない若者世代が主体的に取り組む事業を支援します。

(1) 実施団体

29歳以下の者が構成員の3/4以上を占める県内のグループ（5人以上）

【対象外】以下の団体は助成対象外です。

- ・過去に若者支援事業助成金の支給を受けたことがあるグループ

(2) 事業実施時期

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間

(3) 実施場所

原則として兵庫県内で実施される事業。ただし、特に情報発信効果の高い事業又は災害を経験した地域との交流事業等で、県民会議が認めるものについては、この限りではありません。

(4) 助成対象事業

震災の経験・教訓の継承・活用や防災減災の重要性の訴求に資すると認められる事業（防災活動、防災訓練、イベント等）

【対象外】以下の事業は助成対象外です。

- ・学校主導で行われる事業
(クラブ活動・同好会活動等は対象となります。)

(5) 申請可能回数

申請できるのは1グループ1回になります。また、全県事業・地域事業（P6参照）、実践活動事業（P32参照）及び自主防災組織強化支援事業（P80参照）との重複申請はできません。

(6) 助成金の額

助成を希望する団体からの交付申請・実績報告を審査し、適正と認められるものについて予算の範囲内で助成金を交付します。

(助成率) 10/10

(助成額) 1団体あたり100千円を上限（千円未満切り捨て）

【注意】実績報告の際、助成対象経費が交付決定時から減額した場合は、実績に応じた助成額に減額します。

(7) 助成金の概算払

交付決定額を上限に概算払いができます。

概算払いを希望される場合は、「ひょうご安全の日推進事業助成金概算払請求書」(様式第8号別添様式4)(P114・115参照)を、支払い希望日の2週間前までに提出してください。

【注意】概算払い後、助成金を不正に使用していることが判明した場合や、対象外経費に充当していることが判明した場合は、既に支払った助成金の全部又は一部の返還や違約加算金等の支払いが必要になります。

2 助成の対象となる経費(若者支援事業)

(1) 対象となる費目

助成の対象となる経費(全県・地域事業他)

8ページ～10ページに準ずるものとします。

《留意事項》

- ① 助成申請にあたっては、できる限り多くの団体に活用いただくため、実施効果、必要性を熟考の上、必要な経費のみを計上し、可能な限り公的機関からの借用、提供または業者からのレンタル、リース等の利用を検討してください。
- ② 本助成事業においては、使用耐用年数が、概ね1年以上にわたる物品を備品、これより使用耐用年数が短いもの又は一度の使用によって消費される物品を消耗品と区分しています。備品については、県民会議が認めるものを除いて原則として助成対象となりません。必ず申請時に協議してください。
- ③ ひょうご防災特別推進員派遣制度(派遣費用無料)を利用した場合、申請事業の中で、ひょうご防災特別推進員が実施する講座、防災訓練等で使用する資料等教材費、資料作成代、会場借上代等の経費を上乗せして申請できます。なお、当該推進員に対する謝礼、交通費は不要です。(申請方法P142参照)
- ④ 多目的イベントの一部分で防災啓発事業を実施する場合は、チラシ等の公表資料に掲載されるイベントのサブテーマ(副題)やプログラム(次第)から、客観的に防災・減災等の事業目的が確認できるようにしてください。
その場合の経費については、防災・減災に係る部分のみを按分、抽出のうえ対象経費として計上してください。

3 申請の手順

事業を申請する場合は、提出書類を申請期間までに提出してください。

(1) 必要な提出書類

- ① ひょうご安全の日推進事業助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 購入予定品と価格のわかる資料（見積、カタログ、ネット販売ページの写し等）
※安価な消耗品や郵送料等は除く
- ⑤ 構成員（団体）名簿（様式任意 P125 参照）
- ⑥ 申請事業の計画書又は企画書（様式任意）
- ⑦ 新型コロナウイルス感染防止対策確認シート（P126・127 参照）
（感染予防経費を助成対象とする場合に限る）

→ 各様式を次頁より掲載していますのでご確認ください。
また、各様式のデータは「ひょうご安全の日公式サイト」からダウンロードできます。

(2) 申請期間

事業開始月	申請期間
令和5年4月～ 令和6年3月	事業開始月の前月5日まで 【注意】土日、祝祭日の場合はその前日まで ※5月に限り、5月8日(月)が期限です。

(3) 提出先

ひょうご安全の日推進県民会議事務局（原則メール、FAX又は郵送も可）まで提出してください。なお、それに依り難い場合は、事業を実施する地域を所管する各県民局、県民センターの防災担当課へ提出願います。

メール	bosaishien@pref.hyogo.lg.jp ※「件名」に「ひょうご安全の日助成金申請等(申請団体名)」と記載してください。 ※3開庁日以内に到達連絡のメールをお送りします。 万一、事務局から連絡が無い場合は電話にてご連絡をお願いします。（078-362-9984）
FAX	078-362-4459 ※FAX送信後、お電話にて事務局までご連絡ください。（078-362-9984）

※郵送、持参については手引き裏表紙参照

(4) 審査・交付決定

① 事業の審査

申請書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等を経て、審査委員会において各事業の実施効果等を審査のうえ、予算の範囲内で、事業の採択（または不採択）及び交付額の決定を行います。

② 交付決定通知

交付決定通知は、事業開始日までに、申請代表者あてに通知します。

(メールまたは郵送)

【お願い】 交付決定通知については、申請をいただいてから、事務手続き、審査、決定、通知等と日数を要します。

交付決定通知がお手元に届く時期が、手引きに記載している事業開始時期の直前となりますので、ご承知の上、早めの申請をお願いします。

(5) 事業実施

① 変更、中止の申請

交付決定後は申請内容に基づき事業を実施してください。なお、やむを得ない事情により、事業内容の大幅な変更(例：防災訓練→見学)をする場合は、事業計画の変更届出書(様式第6号)(P128・129参照)を行事实施日までに提出してください。

また、事業を中止する場合は、中止届出書(様式第7号)(P130・131参照)を提出してください。

② 広報等の協力依頼

多くの県民の皆様は事業へ参加いただくため、助成事業の開催情報を広報誌に掲載するなど県民の皆さんに積極的に情報発信しています。事業実施にあたっては、下記の依頼事項にご協力いただくとともに、開催案内、チラシ等が出来上がりましたら、事務局へ報告してください。(メール、FAX、郵送可)

また、事務局員又は県広報担当者が事業実施状況を取材したり、資料・写真等を提供していただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

〔助成申請される方への依頼事項〕

助成金の交付決定を受けた場合、広報用のチラシ・ポスター、記録誌等を作成する際には、「公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構」補助金を財源とする「ひょうご安全の日推進県民会議」の助成を受けて事業を行っていること並びに「ひょうご安全の日はばたんのロゴマーク」を表示してください。

(記入例) この事業は「公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構」補助金を財源とする「ひょうご安全の日推進県民会議」の助成を受けて事業を行っています。

